商品概要説明書

項目	内容
1．商品名	福祉車両ローン
2．ご利用いただける方	東海ろうきんの会員組合員、生協組合員、または愛知・岐阜・三重県内に在住もしくは在勤の方（自営業者の方は除く）で、下記条件をすべて満たす方 ＊会員組合員とは、東海ろうきんに出資加入していただいている労働組合等に所属されている組合員の方です。 ＊生協組合員とは、東海ろうきんに出資加入いただき、かつ、東海ろうきんと「ろうきん融資取扱いに関する確認書」を締結いただいている生協の組合員（同一生計親族の方を含む）の方、こくみん共済 coop＜全労済＞愛知・岐阜・三重推進本部、三重県労働者住宅生活協同組合の組合員（組合員ご本人のみ）の方をいいます。なお、対象とならない場合もございますので、詳しくは最寄りの窓口までお問い合わせください。 （1）お申込み時年齢が満 18 歳以上、最終返済時年齢が満 76 歳未満の方 （2）安定・継続した年収（前年税込年収）が 150 万円以上ある方 （3）(一社)日本労働者信用基金協会の保証が受けられる方 ＊契約社員・パート社員の方等も一定の要件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。
3．お使いみち	ご本人もしくは 2 親等以内の親族のための自動車（福祉車両）関連資金全般にご利用いただけます。(事業用車両・負債整理資金は除きます) ＊身体が不自由な方が運転するための運転補助装置付きの自操式車両や、身体が不自由な方の介護や送迎に使用する介護式福祉車両にご利用いただけます。
4．ご融資金額	1 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）
5．ご融資期間	固定金利型　1 年以上 5 年以内
6．ご融資方法	ご融資金は、ご契約者さま名義の東海ろうきん普通預金口座に入金後、原則として、支払先へお客さま名でお振込させていただきます。(但し、無担保ローンＷｅｂ申込みは除く)
7．ご返済方法	毎月の定例返済日に約定返済金（元金・利息）をご指定の返済用口座（東海ろうきん普通預金口座）から引き落としさせていただきます。 また、お借入金額の 50%を上限として、年 2 回の加算返済（ボーナス時増額返済）を併用することも可能です。
8．繰上返済	毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取扱いとなります。
9．ご融資金利	【固定金利型】 お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。
10．東海ろうきん版リトライ制度	東海ろうきん版リトライ制度とは、融資審査の結果により、店頭表示金利＋年 1.5%の金利を適用する制度です。 この制度を適用し、上記金利を適用する扱いとなった場合においても、引続き、融資を希望されるか、この制度を適用せず、融資の申込みを辞退されるか確認させていただきます。
11．担保	不要です。
12．保証	原則保証人は不要です。 当金庫指定の保証協会（一般社団法人日本労働者信用基金協会）をご利用いただきます。
13．保証料	保証料は当金庫が負担いたします。
14．団体信用生命保険	ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。 ＊団体信用生命保険にご加入の場合は、適用金利より年 0.18%高くなり、ご加入にあたっては、別途お申込み手続きが必要となります(最終返済時年齢は満 76 歳未満となります)。 ＊団体信用生命保険にご加入される時点における健康状態によっては、団体信用生命保険にご加入できない場合もございます。
15．手数料等	ローン取扱手数料　なし 収入印紙代　お客様負担 繰上返済（全額返済含む）手数料　無料

商品概要説明書

項目	内容
16. 金利情報の入手方法	当金庫ホームページをご覧いただくか、窓口までお問い合わせください。
17. 苦情処理措置（東海ろうきんへのご相談･苦情･お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】フリーダイヤル：0120-226616 （受付時間　平日　午前９時～午後５時） なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://tokai.rokin.or.jp/
18. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決をご相談になりたい場合）	愛知県弁護士会紛争解決センター（電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話:0564-54-9449)、東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会　ろうきん相談所】フリーダイヤル:0120-177288 （受付時間　平日　午前９時～午後５時）
19. その他	一般勤労者とは、会員組合員および生協組合員以外の方で、愛知・岐阜・三重県内に在住もしくは在勤の方です。なお、一般勤労者の方は、ご利用にあたって東海勤労者互助会に入会していただく場合がございます。 返済条件の変更は、原則受付けておりません。 返済金額は東海ろうきんホームページ〈ローンシミュレーション〉でご試算いただけます。 審査の結果等によっては、ご利用いただけない場合もございますので、予めご了承ください。

（2023 年 4 月 1 日現在）